

	年・月	名称	南越駅（仮称）周辺の位置付け等
旧 武 生 市	平成10年3月	武生市 都市計画マスタープラン	「新規機能導入拠点の形成」 ・ 流通・業務機能を主体とする新規機能の導入を検討 ・ パークアンドライド駐車場を整備した自動車交通との結節機能の強化 ・ 当分の間は農地として維持・保全
	平成15年4月	南越駅周辺整備計画書	「交流促進の起点 南越駅周辺地域」 基本テーマ： 広域交通拠点としてのまちづくり オプションテーマ （社会情勢等を踏まえて誘導） 1. 広域交流起点型のまちづくり 2. 広域高次都市機能形成型のまちづくり 3. 田園居住型のまちづくり
越 前 市	平成20年3月	越前市 都市計画マスタープラン	「新広域交流創出ゾーン」に指定 ・ 当面は宅地開発を抑制
	平成29年3月	越前市 都市計画マスタープラン （改定）	新広域交流創出ゾーン北側のL型アクセス道路に囲まれるエリアを「広域高次都市機能誘導地区」に指定 ・ 県域を超える多様な利用者を対象 ・ 開発の抑制手法として特定用途制限地域に言及
	平成30年10月	特定用途制限地域の指定	広域高次都市機能誘導地区を中心とした約48haにおいて、自己用の住宅と農業関連施設以外の建物を制限
	令和2年3月	南越駅周辺 まちづくり計画	「フォレストシティ&越前市版スマートシティ」をまちづくりの理念とする ・ 100haの土地利用ゾーニングを示す ・ 開発ルール等の必要性について言及
	令和3年4月 （予定）	新幹線駅周辺 まちづくりガイドライン	開発時の約束事である「開発方針」と、まちづくりを進めるための「開発手順」を示した、まちづくりに参画するための仕組み
	令和3年4月 （予定）	地区計画の指定 建築制限条例の施行	・ 風俗施設・遊戯施設の制限 ・ 一部地域で敷地面積の最低基準を設定
	令和3年4月 （予定）	特定用途制限地域の廃止	地区計画の設定により、従来の特定用途制限地域を廃止